

事 務 連 絡

事 業 所 担 当 者 様

兵庫県運輸業健康保険組合

健康保険限度額適用認定証の返納等について

平素は、当組合の事業運営について格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、高額療養費の現物給付化のため、申請された方には健康保険限度額適用認定証を交付しておりますが、有効期限が令和7年8月31日となっておりますので、有効期限を経過しましたら返納いただくようご案内をお願いいたします。

なお、紛失等により返納できない場合は、「健康保険限度額適用認定証滅失届」に記入のうえ、当組合まで送付してください。

令和7年9月以降も高額な医療が見込まれる場合について、基本的には医療機関窓口でマイナ保険証もしくは資格確認書を用いたオンライン資格確認を行い適用区分の確認が出来るため、限度額適用認定証の提示は不要となっておりますので、医療機関の都合等によりオンライン資格確認が行えない場合のみ限度額適用認定証交付申請書を提出していただくようお願いいたします。

マイナ保険証をお持ちの方への限度額適用認定証の交付はいたしませんので、加入員の方へご周知のほどよろしくお願いいたします。

※マイナポータルでご自身のマイナンバーカードが健康保険証と紐づいているか確認いただけます。